

岩手県告示第70号の2

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第2条の規定により、家畜及びその死体、県内の区域並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品を次のとおり指定する。

令和5年2月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥（茨城県かすみがうら市において令和5年2月2日に疑似患者が確認された農場と疫学的関連のある農場で飼養されている家きんに限る。）

2 県内の区域

県内全域

3 高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれがある物品

- (1) 肉、原皮、卵、精液、血液、血粉、骨、毛、羽、<sup>けん</sup>臄、臓器及びふん尿
- (2) 飼料、飼料袋及び飼料槽等の飼養管理器具並びに敷料
- (3) (1)に掲げる物品の運送に使用する容器及び包装資材